

農業委員会定例会 11月

1. 開催日時 令和6年11月20日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 1階 会議室1
3. 欠席委員 職務代理、5番委員、6番委員、7番委員、10番委員、12番委員
4. 議事日程
 - (1) 審議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 非農地証明願承認について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
5. その他
6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	会長あいさつ それでは今日は議題もちょっとだけでございますが、よろしくご審議のほど、お願いします。 本日の議事録署名人ですが、3番委員、4番委員をお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[]在住の[]所有の [] 畑 353 m² について []の[]が譲り受けるための申請となっております。 申請地では[]を栽培する計画となっております。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
議長	
2番委員	[]は[]してきて、[]に住んでいます。[]に勤めていて、[]を切り開いて[]をしていたみたいです。 []は、[]ので、今回処分したいとのことで、[]ところですので、[] []と思っています。[]なので問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
議長	審議する。
委員一同	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
議長	続いて、議案第2号（（非農地証明願承認）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1 番は、[redacted] 在住の [redacted] 所有の
[redacted] 畑 530 m² について
[redacted] で利用しており、既に 20 年以上
経過しているため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元委員は欠席ですが、事務局何かありますか。

事務局 地元委員からも問題ないと聞いています。元々 [redacted] がずっと借りて
いて、[redacted]
[redacted] ありました。[redacted] いるので、処分を考えているよ
うです。[redacted] で、[redacted] で来ていたものを今回
綺麗にするということでの申請です。

議長 この件について意見はありますか。

審議する

委員一同

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり
とします。

続いて、議案第 2 号（非農地証明願承認）の 2 番について、事務局から説
明をお願いします。

事務局 2 番は、[redacted] 在住の [redacted] 所有の
[redacted] 畑 306 m²
[redacted] 畑 138 m²
[redacted] 畑 160 m²
[redacted] 畑 654 m²

の計 4 筆 1,258 m²について
[redacted] におり、30 年以上放置した結果、自然潰廃したため農地とし
て復旧することが困難となったため非農地証明できるものと判断していま
す。

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

議長

航空写真を見てのとおり、山林化していますので問題ないと思います。

4 番委員

この件について意見はありますか。

議長

審議する

委員一同

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

議長

続いて、議案第 2 号（非農地証明願承認）の 3 番について、事務局から説明をお願いします。

3 番は、 在住の 所有の

事務局

 畑 364 m²

 畑 79 m²

 畑 94 m²

の計 3 筆 537 m²について

 放置した状態となり、自然潰廃したため農地として復旧することが困難となったため、非農地証明できるものと判断しています。

地元委員さん欠席ですが、事務局何かありますか。

議長

元々 が購入したようですが、 を受けて、それ以後ずっと放置して荒れてしまったようです。問題ないと思います。

事務局

この件について意見はありますか。

議長

審議する

委員一同

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

議長

次に、議案第 3 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 1 番から 3 番に

ついて、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

1 番は、[] 在住の [] 所有の
[] 畑 795 m²
2 番は、[] 在住の [] 所有の
[] 畑 270 m²
3 番は、[] 在住の [] 所有の
[] 畑 291 m²
[] 畑 485 m²

の計 2 筆 776 m²について

(公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [] の [] に貸し付けるものです。

申請地では、[] を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

議長

(1 番は、) 地元委員から問題ないと聞いています。

事務局

専門員

2 番から 4 番ですが、説明の前に補足を。図面を見ていただいたら、今回の申請地が歯抜けのような形で飛んでいるんですが、(近接している) []
[] に関しては、[] という方の名義で、[]
[] とのことで、機構で受けるのが困難であると、今相対で契約するよう言っております。[] に関しては、[] 名義ですが、これは来月審議する形で出てきます。このあたり一体を借りるということでご認識いただければと思います。

3 番委員

この方 [] は、[] を作っています。そちらも見に行っただのですが、広く栽培している感じでした。今回 []
[] ということで、この寒い場所で育つ

のか疑問はありますが、寒さに強い品種もありますので、そちらを育てるのかなと思ってます。

この件について意見はありますか。

議長

審議する。

委員一同

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

議長

議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。それでは、職務代理者お休みですので、これで定例会を終了します。

閉 会 午後1時50分

議 長 会長

議事録署名人 3 番

議事録署名人 4 番

